

第4次草津市男女共同参画推進計画(概要版)

令和3(2021)年●月策定

1 計画策定の趣旨

草津市では、「草津市男女共同参画推進条例」に基づき平成27年度に「第3次男女共同参画推進計画（後期計画）」を策定し「男女（だれも）がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち草津」を目指して取り組んできました。この計画期間が令和2年までであることから、これまでの取組みを踏まえつつ、国・県の動きや社会状況等の変化に対応した新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

- ①「草津市男女共同参画推進条例」に基づく推進計画
- ②「第6次草津市総合計画」における「男女共同参画」の分野の基本的な計画
- ③「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画
- ④「配偶者暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に規定する市町村基本計画
- ⑤「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定する市町村推進計画

3 計画の期間

令和3年度から令和12年度の10年の期間とし、5年後の令和7年度に見直しを行います。

4 基本理念と目指す方向

草津市男女共同参画推進条例に定める8項目の基本理念「①男女（全ての人）の人権の尊重②社会の制度や慣行の見直し③方針立案や決定への参画機会の確保④家庭生活と社会生活の両立⑤家族の構成の多様性の尊重⑥生涯にわたる健康な生活の営み⑦セクハラとDVの根絶⑧国際社会の取り組みとの同調」を基本とします。

目指す方向については、第3次計画から引継ぎ「草津市男女共同参画推進条例」の前文を一部引用して「男女（だれも）がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち草津」とします。

5 計画の目標

- ①男女共同参画の意識づくり
- ②男女がともに自立して生きるための条件づくり
- ③男女がともに安心して暮らせる環境づくり
- ④男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり

第3次計画からの主な変更点

- ① 多様で柔軟な働き方や男性の育児休暇等の取得促進を追加
- ② DV防止に加え、性暴力・ストーカー行為・セクハラ等の防止に向けた取組を拡充
- ③ 男女共同参画センターの運営に関する事項を追加
- ④ 男性の家庭生活や地域生活への参加促進の追加

第4次草津市男女共同参画推進計画における施策体系(案)

(★=新規 朱書き=拡充・修正)

目標	基本方針	施策	
1. 男女共同参画の意識づくり	(1)意識啓発の推進	1	広報くさつ・ホームページ等を通じた啓発
		2	講演会や講座等の開催による学習機会の提供
		3	男女共同参画に関する情報の収集・提供
		4	男女共同参画の視点による表現媒体の点検
	(2)教育の充実	5	男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実
		6	性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善
		7	教職員における男女共同参画に関する意識の醸成
2. 男女がともに自立して生きるための条件づくり	(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	8	働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについての啓発、男性の育児休暇等の取得の推進
		9	子育て支援の充実
		10	ひとり親家庭への支援
		11	高齢・障害福祉サービス等の充実
3. 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	★(4)多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実	12	相談体制の充実(女性総合相談)と周知
		13	DVの防止およびDV被害者の自立に向けた支援
		14	関係窓口・機関との連携強化
	(6)性と健康の尊重	15	性を理解・尊重するための教育、啓発
		16	性を踏まえた健康づくりの支援
		17	性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止に向けた啓発と相談
		18	LGBT等性的マイノリティや性の多様性を踏まえた啓発や相談、環境づくり
4. 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり	(7)男女共同参画の地域づくり	19	コミュニティ活動における男女共同参画の促進
		20	地域防災における男女共同参画の推進
		21	★草津市立男女共同参画センターの運用
	★(8)男性の家庭生活や地域活動への参加の促進	22	★男性の家事、育児、介護等への参加促進
	(9)女性の活躍推進	23	女性の活躍推進に向けた気運の醸成
		24	女性の職業能力の開発と就業のための支援
		25	市民活動団体および女性リーダーの育成
		26	政策・方針決定の場への女性の参画促進